

日本学校農業クラブ連盟会則

第1章 総 則

- 第1条 この連盟は日本学校農業クラブ連盟（以下、日連という）といい、事務局を全国農業高等学校長協会事務局（以下、農業校長会という）【東京都千代田区九段南4丁目3番3号】に置く。
- 第2条 日連は、都道府県の各学校農業クラブ連盟（以下、県連盟という）をもって組織する。
- 第3条 日連の活動は、次のことを目的として活動する。
- 1 全国の学校農業クラブ活動を促進して、将来の産業人としてふさわしい力を育て伸ばし、我が国及び世界の農業の発展に貢献する。
 - 2 農業学習を踏まえて、クラブ員の科学性、社会性ならびに指導性を育成するとともにクラブ員相互の連携や互いに学びあう精神を育み、もって学校農業クラブ活動の振興に努める。
 - 3 各県連盟及び各单位クラブ員の地域に根ざした学校農業クラブ活動を奨励するとともにクラブ員の国際理解を深め、もって国際的な友好親善に寄与する。

第2章 事 業

- 第4条 日連は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 学校農業クラブに関する調査、研究資料の収集、配布
 - 2 研究会、協議会、技術競技会、展覧会、講習会、講演会などの開催
 - 3 全国の学校農業クラブ（単位クラブ）との連絡
 - 4 年次大会の開催
 - 5 学校農業クラブ員等の表彰
 - 6 F F J 検定・技術検定の実施
 - 7 全国の友好団体ならびに世界各国の青年農業団体との連絡、提携
 - 8 機関誌の発行と図書の編集、刊行
 - 9 学校農業クラブとクラブ員に対する物資のあっせん
 - 10 その他日連の目的を達成するために必要な事業

第3章 役 員

- 第5条 日連に次の役員を置く。
- 1 生徒役員
会長1名、副会長4名、理事若干名（うち若干名を常任とする）、監事2名とする。
 - 2 成人役員
代表1名（農業校長協会農業クラブ部会部会長）、副代表5名（農業クラブ部会副部会長2名、会長の在学する校長、当該全国大会開催県校長、次期全国大会開催県校長）顧問校長若干名、監査委員2名とする。
- 第6条 生徒役員は代議員会で選出する。
成人役員の選出は別に定める。
- 第7条 会長はクラブ員を代表し会務をつかさどる。
副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときにはこれにかわる。
理事は、理事会を構成し、日連の運営にあたる。
監事は会計を監査する。

昭和 35 年 11 月 7 日一部改正
昭和 40 年 11 月 27 日一部改正
昭和 44 年 11 月 18 日一部改正
昭和 47 年 11 月 29 日一部改正
昭和 55 年 11 月 20 日改正
平成 2 年 11 月 8 日一部改正
平成 4 年 10 月 28 日一部改正
平成 7 年 11 月 8 日一部改正
平成 8 年 5 月 16 日一部改正
平成 10 年 10 月 7 日一部改正
平成 11 年 10 月 21 日一部改正
平成 12 年 5 月 11 日一部改正
平成 16 年 5 月 15 日一部改正
平成 21 年 10 月 8 日一部改正
平成 22 年 5 月 24 日一部改正
平成 24 年 5 月 18 日一部改正

日本学校農業クラブ連盟運営細則

1 日本学校農業クラブ連盟会則第 8 章付則第 21 条より、日連運営に関する細則を次のように定める。

2 この運営細則は昭和 40 年 10 月 27 日より施行する。

3 付記

- (1)細則 1 委員会に関する規約 昭和 40 年 10 月 26 日臨時代議員会において承認、翌日施行
- (2)細則 2 役員ならびに役員会に関する規約 //
- (3)細則 3 事務局運営に関する規約 //
- (4)細則 4 年次大会開催に関する規約 //
- (5)細則 5 日連負担金に関する規約 //
- (6)細則 6 日連組織に関する規約 //
- (7)細則 7 総会運営に関する規約 昭和 44 年 11 月 18 日施行日連会則ならびに昭和 44 年 11 月 17 日臨時代議員会において承認、翌日施行
- (8)細則 8 表彰に関する規約 平成 5 年 5 月 14 日春季代議員会において承認、11 月 1 日から施行
- (9)細則 9 クラブ員資格に関する規約 平成 10 年 10 月 7 日秋季代議員会において新設、同日施行
- (10)細則 10 賛助金に関する規約 平成 10 年 10 月 7 日秋季代議員会において新設、同日施行

4 改正

細則 2、細則 4、細則 6

昭和 44 年 5 月 20 日代議員会において一部改正

細則 2、細則 6

昭和 44 年 11 月 17 日臨時代議員会において一部改正

細則 10 賛助金に関する規約（平成 22 年 5 月 24 日施行）

第1条 日連会則第21条により、賛助金に関する規約を以下のように定める。

第2条 賛助会員は、会則第2条に規定する学校の卒業生及びその他本会の趣旨に賛同されて入会を希望する個人または法人とする。

第3条 賛助会員の会費は、賛助会費として、1口を年額1万円とし、1口以上とする。ただし、学生等については、減額措置を講ずることができる。

第4条 賛助会員の特典としては、学校農業クラブ連盟の活動等にかかる情報の頒布を受けることができる。

第5条 資格喪失は、脱会、除名、会費納入の遅滞等による。